

# 国際的な議論の現状

財務省主税局参事官室

2026年3月17日

## 目次

- ・ 「2本の柱」の解決策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ・ 国連枠組条約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- ・ DRM/PCTカンファレンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- ・ 情報交換（不動産）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- ・ 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

# 「2本の柱」の解決策

# 国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」 2本の柱について

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

## 経緯

- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み (IF) 」（現在は148か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、2本の柱の解決策(※)に合意。  
（※）「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）及び「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）により構成。
- 2021年12月、グローバル・ミニマム課税のモデルルールを公表。国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。  
（※）日本においては、2023年に所得合算ルール（IIR）を法制化。2025年に軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を法制化。
- 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。
- 2025年1月、国際課税に係る米国大統領覚書の公表。4月、IF声明を公表、議論の継続に合意。
- 2025年6月、「グローバル・ミニマム課税に関するG7声明」の公表。同声明を受けてIFで具体的な解決策の議論が行われ、2026年1月、グローバル・ミニマム課税と米国等の税制との共存等について合意。

## 米国の動向等

- 2025年1月、米国は国際課税に係る大統領覚書を公表。
- 同年4月の「BEPS包摂的枠組み（IF）」総会において、米国を含むIF参加国は、特に「第2の柱」の実施と進行中の「第1の柱」の交渉に関し、国際課税システムにおける確実性と安定性の確保のため、議論の継続に合意した旨、公表。
- 米国議会の動きとして、同年5月に下院で可決された財政調整法案（一つの大きく美しい予算法案、One Big Beautiful Bill Act : OBBBA）には、米国が「不公平」と考える税制をもつ外国の政府・企業等に対し、追加課税等の「対抗措置」を課する規定が含まれていた（通称「899条」）。

### <「899条」(下院案)の主な内容>

米国が「不公平」と考える税制をもつ外国の居住者等が米国において稼得する所得に対する課税について、その税率を適用日から毎年5%ずつ引き上げ、法定税率に加えて最大20%まで引き上げる。

- 不公平な税制

- ①グローバル・ミニマム課税の一部である軽課税所得ルール(UTPR)、②デジタル・サービス税(DST)等

- 適用対象者

「不公平な税制」をもつ外国の政府、居住者(個人・企業)、これらに保有されている外国企業 等

- 同年6月28日、上院案（※）から899条が削除され、並行して29日、G7 声明が公表。

(※) 財政調整法案は、7月1日に上院にて可決、7月3日に下院にて再可決、7月4日大統領署名を経て成立。

# グローバル・ミニマム課税に関するG7声明概要（2025年6月28日（米国時間）公表）

- 899条(注)の削除等を踏まえ、グローバル・ミニマム課税と米国のミニマム課税制度の共存が、租税回避行動を防止し、国際課税システムの安定性・確実性の向上につながるという理解を共有。

(注)2025年5月に米国下院で可決された財政調整法案（一つの大きく美しい予算法案、One Big Beautiful Bill Act：OBBB法）には、米国が「不公平」と考える税制（GMTの一部である軽課税所得ルール（UTPR）を含む）をもつ外国の政府・企業等に対し、追加課税等の「対抗措置」を課する規定が含まれていた（通称「899条」）。

6月28日、OBBB法上院案から899条が削除され（7月4日に大統領署名を経て成立）、並行して本G7声明が公表。

- 米国制度との共存に向けた制度設計に当たって以下の原則に合意。
  - 米国の国内外利益への課税制度に鑑み、米国企業グループを所得合算ルール（IIR）及び軽課税所得ルール（UTPR）の対象外とする。
  - 競争上の公平性や税源浸食のリスクに留意。
  - グローバル・ミニマム課税の執行とコンプライアンス枠組みの簡素化を実現。
  - 経済実体に係る還付なし税額控除について、還付つき税額控除の取扱いとより整合的になるよう検討。
- 両制度の共存の実現は、デジタル経済への課税に係る建設的な議論を含めた、国際課税システムの更なる安定化を促すもの。
- より広範な「包摂的枠組み（IF）」において、迅速に解決策に至ることを期待。

G20南アフリカサミット首脳宣言(仮訳抜粋)  
(2025年11月22-23日 於:南ア・ヨハネスブルク)

国際課税システムの安定化と国内資金動員の強化に向けた協力

72. 我々は、全ての関係者にとって受け入れ可能な、均衡の取れた実用的な解決策を可能な限り早期に見出すという共有された目標をもって、「第2の柱」のグローバル・ミニマム課税に関する懸念に対処するため、建設的な関与を継続する。解決策の実現は、実質ベースの税制上の優遇措置の公平な取扱いに関する議論を含む、公平な競争条件の観点から特定されうる重大なリスク、及び、税源浸食と利益移転(BEPS)のリスクが対処されることを確保することへのコミットメントを含む必要があり、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に関する建設的な対話を含む、国際課税システムを安定させるための更なる進展を促す。これらの取組を、全ての国の課税主権を保持しつつ、OECD/G20 包摂的枠組み(IF)の加盟国間の緊密な協力により、推進する。

73. 我々は、国際租税協力に関する国連枠組条約を策定するための進行中の交渉に留意するとともに、参加している G20 メンバーは、不要な努力の重複を避けるよう努めつつ、幅広いコンセンサスを得る、並びに既存の成果、プロセス及び他の国際機関において現在進行中の作業を基礎とするという目的を再確認した。

74. 我々は、「国際税務協力に関する G20 リオデジャネイロ閣僚宣言」を想起しつつ、グローバルな移動について研究し、税制、格差、及び成長の相互作用を理解するために、段階的かつ証拠に基づいたアプローチを採用するというIFの決定を引き続き歓迎する。

75. 我々は、協力によって重要な進展が得られることを示す、OECD/G20 BEPSプロジェクト及び透明性に係るイニシアティブに関する実績評価に係る報告書を歓迎する。これまでの成果に基づいて途上国が十分に参加し恩恵を受けられるようにするためには、包摂的な参加及びニーズに応じた税に関する能力の向上を支援することが必要である。関心を有する法域が不動産に関する国際的な税の透明性を強化することを可能にする、任意の新しいOECD枠組みにより、これらの成果を拡大する機会がある。

76. 我々は、国内資金動員(DRM)が共通の重要課題であることに同意する。南アフリカ G20 議長国下での成果は、DRMが最も効果的な資金源であり、歳入管理が税制の重要な柱であり、能力構築提供者間における協調及び連携が重要であり、各国主体で、各国が主導し、かつ納税者との社会契約を実行する改革への構造的なアプローチが価値あるものであることを示している。来年東京で開催される、DRMに関する税に関する協働のためのプラットフォーム(PCT)「税と開発カンファレンス」を期待する。

# 国連枠組条約

# 国連における国際租税協力に係る議論について

## 【経緯と現状】

- 2023年、国連総会において、国際租税協力に関する決議。枠組条約の交渉に向けた基本的事項（ToR）案の策定等を要請。
- 2024年12月、国連総会において、早期議定書の1つめのトピック等を含むToR案を含む決議案が採択（※1）。  
（※1）国連総会の採択に対する投票の内訳  
賛成：119票（アフリカ諸国、BRICS等） 反対：9票（米・英・加・豪・NZ・韓・イスラエル・亜・日） 棄権：43票（EU諸国、スイス、土、UAE等）
- 2025年2月、枠組条約交渉の準備会合において、早期議定書の2つめのトピック及び交渉の意思決定手続が決定（※2, 3）。  
（※2）意思決定手続を単純多数決等に基づくものとする議長提案に対し、コンセンサスのみに基づくものとする修正提案を英・仏等が提出したが、否決され（賛成42票（日を含む先進国等）、反対98票、棄権10票）、議長提案通り可決。  
（※3）米国は、準備会合初日に今後の交渉から離脱する旨表明。
- 2025年8月、国連政府間交渉委員会において、枠組条約及び早期議定書の正式交渉を開始。

## 早期議定書のトピック

- 「デジタル化・グローバル化経済における国境を越えた役務の提供から生じる所得の課税」
- 「租税に関する紛争の予防・解決」

## 今後の交渉の意思決定手続

- 交渉委員会は、コンセンサスに至る努力を尽くすものとする。
- 議定書にかかる決定については、コンセンサスに至る努力を尽くしたとビューロ（各地域の代表国による会議体）が勧奨した場合のみ投票へ進むこととし、2 / 3 の多数決により決する。
- 枠組条約本体など、その他の決定については単純多数決とする。

## 【今後の日程】

- 2025年～2027年に、少なくとも毎年3回の政府間交渉委員会を開催し、枠組条約と2つの早期議定書を策定。国連総会の第82回会合第1四半期（2027年9月～12月）に提出予定。

DRM／PCTカンファレンス

# 国内資金動員向上のための「税と開発カンファレンス」の開催（2026年3月、於：東京）

## 概要

- 国内資金動員（Domestic Resource Mobilization: DRM）とは、歳出改革や税制等の制度・執行能力の改善等を通じ、途上国による経済成長に必要な開発資金確保を目指すこと。DRMは、持続可能な開発目標（SDGs）達成の観点から、重要な開発アジェンダの一つとなっている。
  - **2026年3月2～3日、東京において、IMF・世銀等**から成る「税に関する協働のためのプラットフォーム（Platform for Collaboration on Tax: PCT）（注）」は、**税の専門家同士の対話を目的とする「税と開発カンファレンス（Tax and Development Conference）」を開催**。本会合は、PCT設立10周年を記念する場ともなった。
- （注）「税に関する協働のためのプラットフォーム（PCT）」は、**IMF・OECD・国連・世銀**による枠組みであり、途上国・新興国における強固な税制構築やDRM向上のため、機関間の協働を行うもの。
- 本カンファレンスには、IMF・世銀加盟国の**大臣・税担当者及び国際機関等から約100か国・200人**が参加。

## 成果文書：PCTによる総括的声明

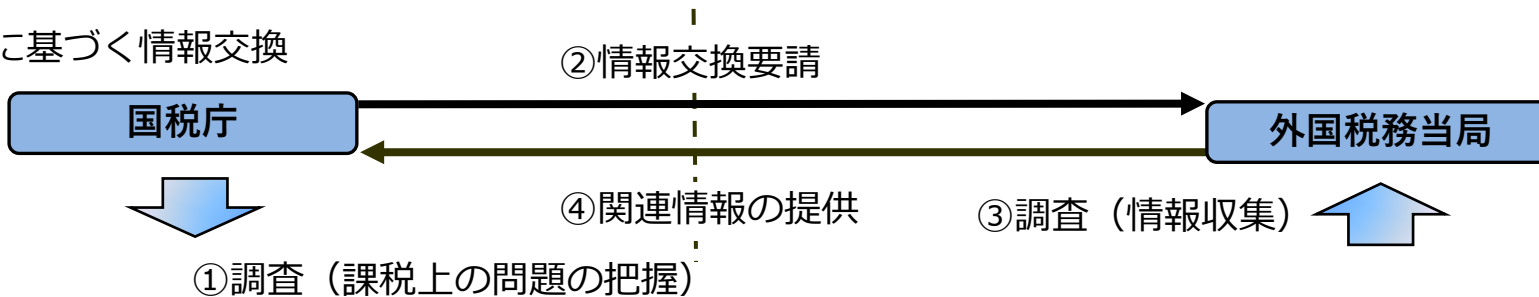
- 税制の現代化、公平性・信頼性の確保は、包摂的成長と経済機会の創出に不可欠。開発資金の確保、財政の回復力、統治能力の向上の好循環を創出。
- 多くの国が「**税収対GDP比15%**」に向けた課題に直面。改革の主体はあくまで各国主導。国際的な支援はそのニーズに即した時に最も効果を発揮。
- 具体的方策として、税務行政のデジタル化・データ活用、税制優遇措置の見直し、地域機関との協力強化を提示。更に、国際課税分野における国際的支援強化や、脆弱国や小島嶼途上国への継続的支援の必要性を特記。
- 国主導の改革を中長期的に支えるため、IMF・OECD・国連・世銀は、機関の強みを生かした協調強化を表明。

情報交換（不動産）

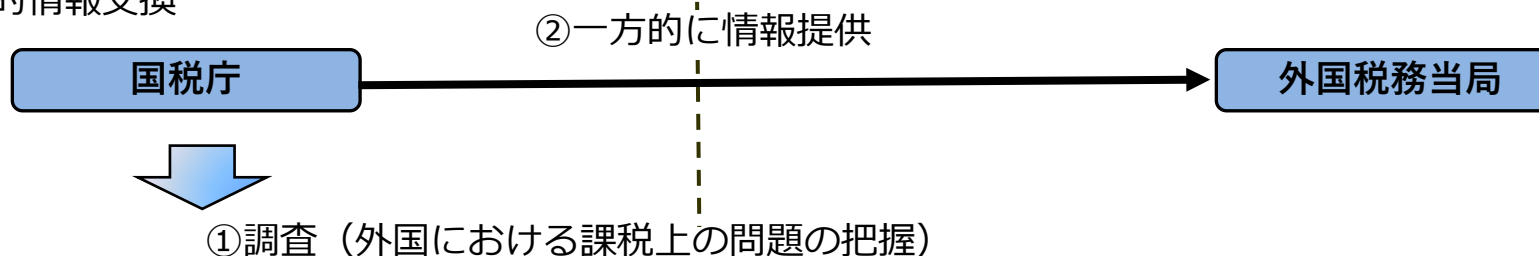
# 税務当局間の情報交換について

## 【税務当局間の情報交換のイメージ】

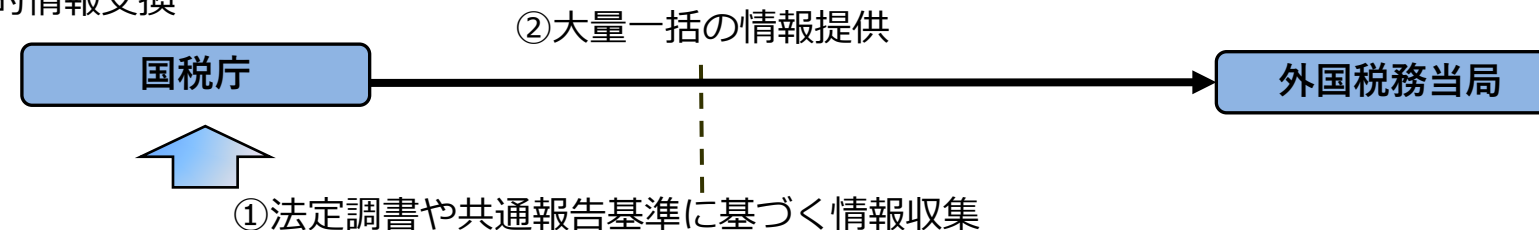
### 1 要請に基づく情報交換



### 2 自発的情報交換



### 3 自動的情報交換



#### 【自動的情報交換に係る我が国の対応状況】

- 平成30年～：共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づく情報交換を開始（平成27年度税制改正により法制化）
- 令和9年～：改訂CRS及び暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づく情報交換開始予定（令和6年度税制改正により法制化）

# 非居住者に係る不動産関連情報の自動的交換枠組み（国際的に議論中）

- 2023年、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（議長国インド）の要請に応じ、OECDが、不動産分野における税の透明性向上に関するレポート（2023不動産レポート）を提出。

## 【2023不動産レポートの概要】

非居住者による不動産保有についての包括的な統計はないものの、近年、非居住者による不動産所有が増加しているという報告や、CRSによる報告回避のために不動産が用いられているとの報告等を踏まえ、不動産に関する税の透明性向上の必要性を認識し、その実現のためのステップにつき検討。

- 2024年、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（議長国ブラジル）に対し、OECDが、不動産分野における税の透明性向上に関するレポート（2024不動産レポート）を提出。

## 【2024不動産レポートの概要】

2023インドレポートの分析、OECDが実施した不動産に関するsurveyの結果を踏まえ、不動産に関する税の透明性向上を実現するための6つの構成要素(building blocks)（①各法域が持っている情報の特定、②各法域が必要とする情報の特定、③不動産に関する自動的又は自発的情報交換を実施するまでの国際法的基盤の検討、④不動産の情報交換のための効率的な運用フレームワークの検討、⑤不動産の情報交換のための共通のカスタマーデューデリジェンス（CDD：Customer Due Diligence）及び報告要件の検討、⑥実質的支配者（BO：Beneficial Owner）情報のシステムチックな収集及び迅速なアクセスの検討）を整理・検討。

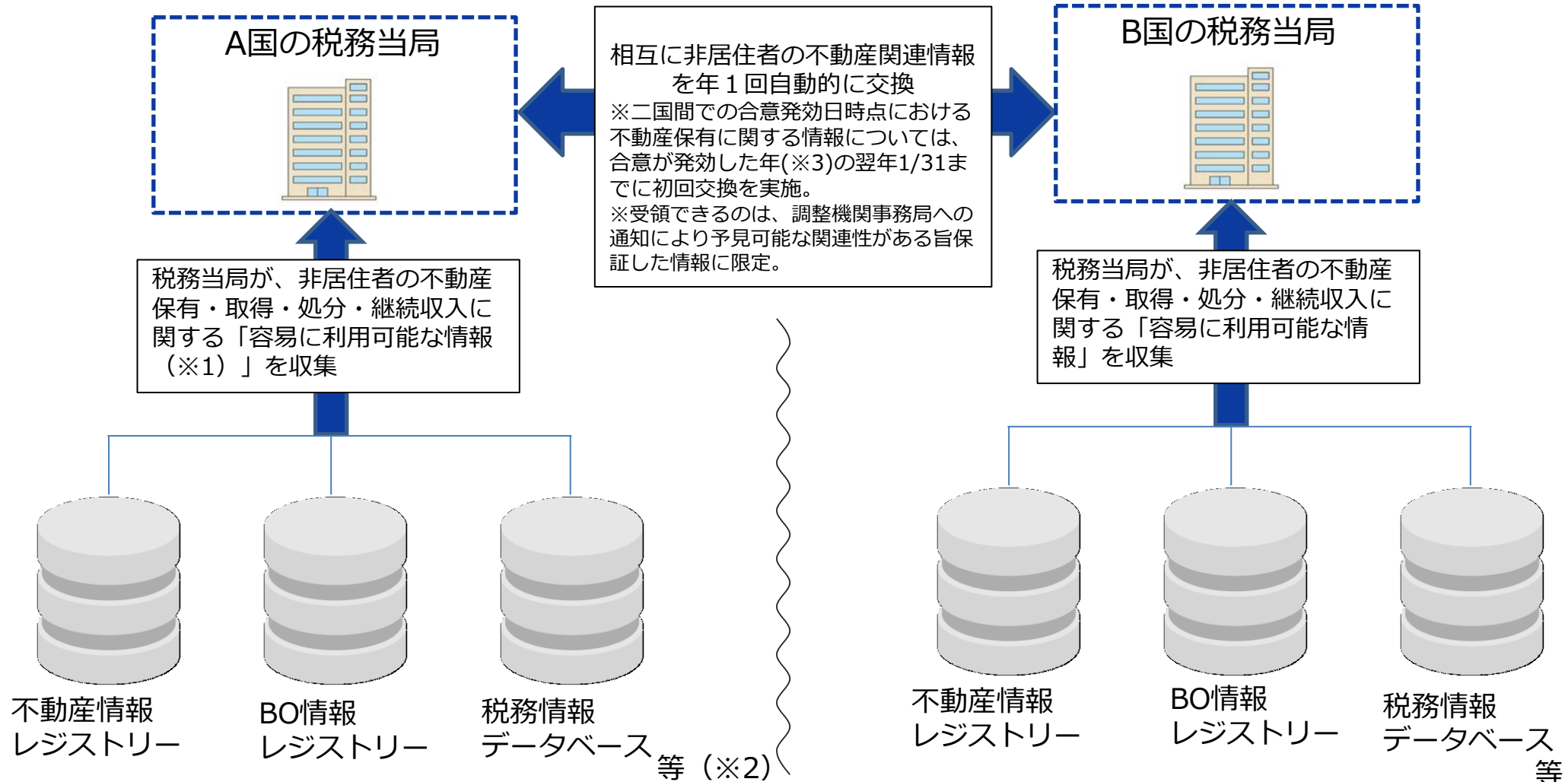
- また、同時にOECDが提出した、税と不平等に関するレポートでは、不平等解消のための税の透明性向上の重要性が指摘。

## 【2024税と不平等に関するレポートの概要】

不平等の問題に立ち向かうために、税制が果たすべき役割について分析し、その中で、税の透明性向上は、DRM強化に資することにより各国の再分配政策が機能する余地を広げること、global mobilityにより深刻化しつつある富裕層による脱税・租税回避への対抗を可能とすること等によって不平等解消に資するものと位置づけられている。

- 2025年5月、OECD租税委員会において、各国が任意に参加可能な枠組みとして、税務行政執行共助条約に基づき、不動産に関する容易に利用可能な情報(readily available information)の自動的情報交換を実施するための多国間当局間合意（IPI MCAA: MCAA on The Exchange of Readily Available Information on Immovable Property）が承認。

# 非居住者に係る不動産関連情報の自動的交換枠組み（国際的に議論中）



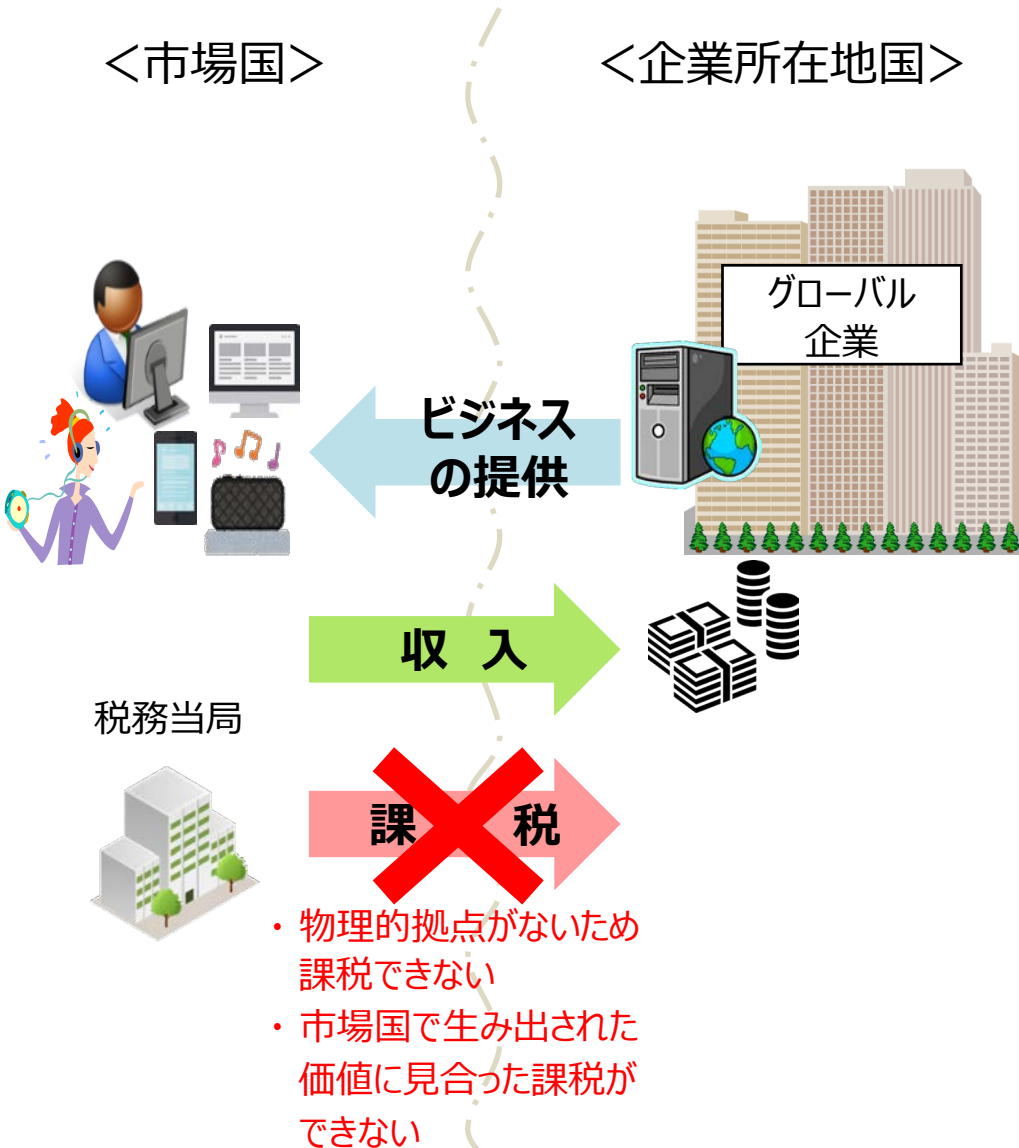
(※1) 「容易に利用可能な情報」の評価に当たっては、①税務当局が保有し、又は直接アクセス可能な情報であるか、②電子的捕捉可能性、検索可能性、分類可能性を有する情報であることを考慮する。

(※2) 本枠組みにおいては、CRS・CARFと異なり、情報収集過程のデューデリジェンス（DD：Due Diligence）手続は存在しないので、当局において、情報が最新かつ信用できるものであることを評価する。

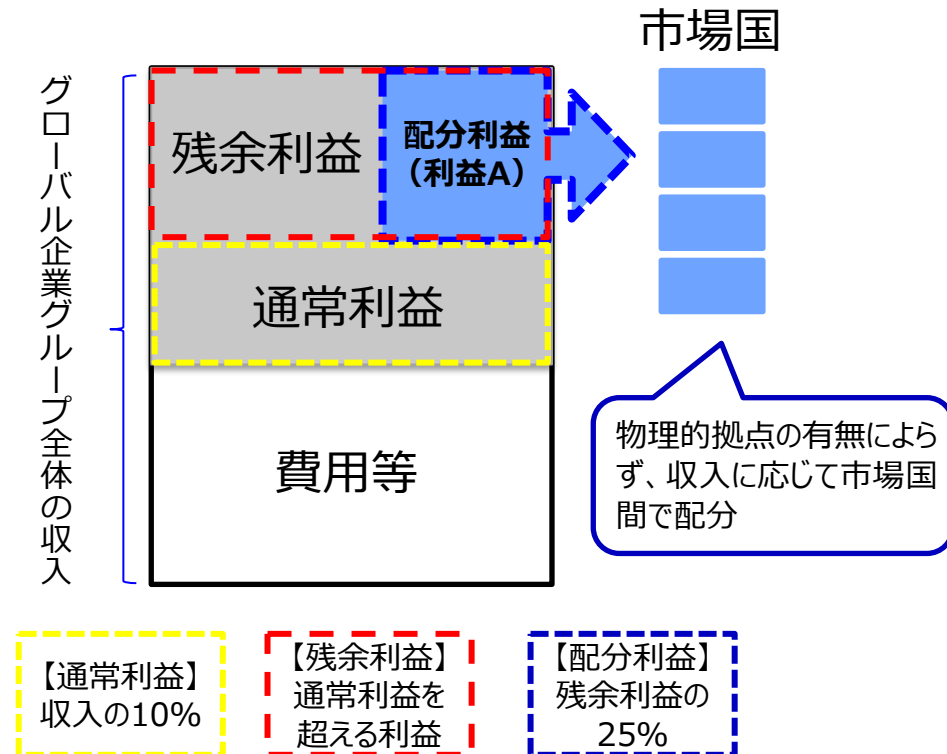
(※3) 不動産の情報交換に関する多国間合意（IPI MCAA）は、署名国が調整機関事務局に提出するMCAA§7(1)(d)に基づく通知において互いを交換相手国として指定することにより当該二国間で発効するところ、後に通知を出した法域がかかる通知を提供した日の属する年の翌年1月1日に発効する。

# 參考資料

# 第1の柱 (市場国への新たな課税権の配分)



- ▶ 課税対象は、収入200億ユーロ（約3.6兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループ（全世界で100社程度）
- ▶ 大規模なグローバル企業グループの通常利益（収入の10%）を超える残余利益の25%を市場国に配分

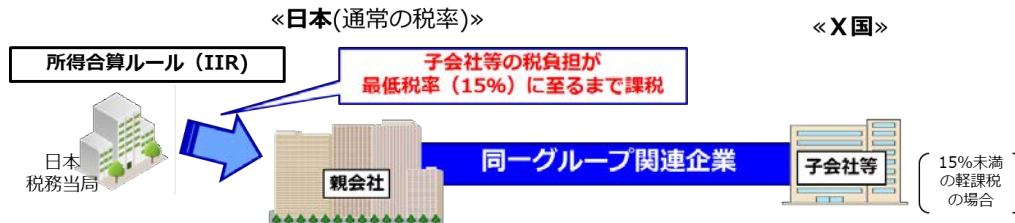


## 第2の柱（所得合算ルール・軽課税所得ルールのイメージ）

- 所得合算ルールは、多国籍企業グループについて最低税率15%以上の課税を確保するため、グループ内の子会社等が軽課税国にある場合に、自国に所在する親会社等に課税する仕組み。
- 軽課税所得ルールは、親会社等に課税する所得合算ルールが機能しない場面において所得合算ルールを補完して、自国に所在する子会社等に課税する仕組み。

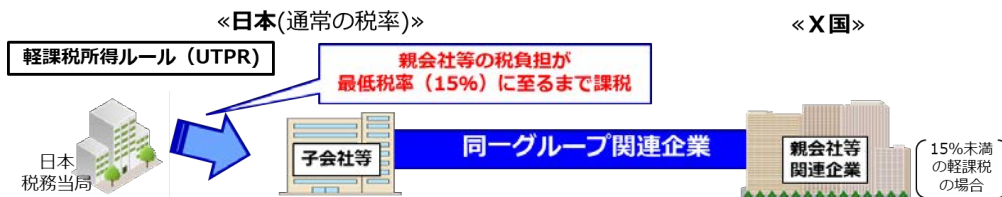
### 【所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule)】

- 親会社等の所在地国で当該親会社等に対して、グループ内の子会社等の実効税率が最低税率15%に至るまで課税。
- 所得合算ルール/軽課税所得ルールのいずれも、税額の計算方法は同様（右図参照）。

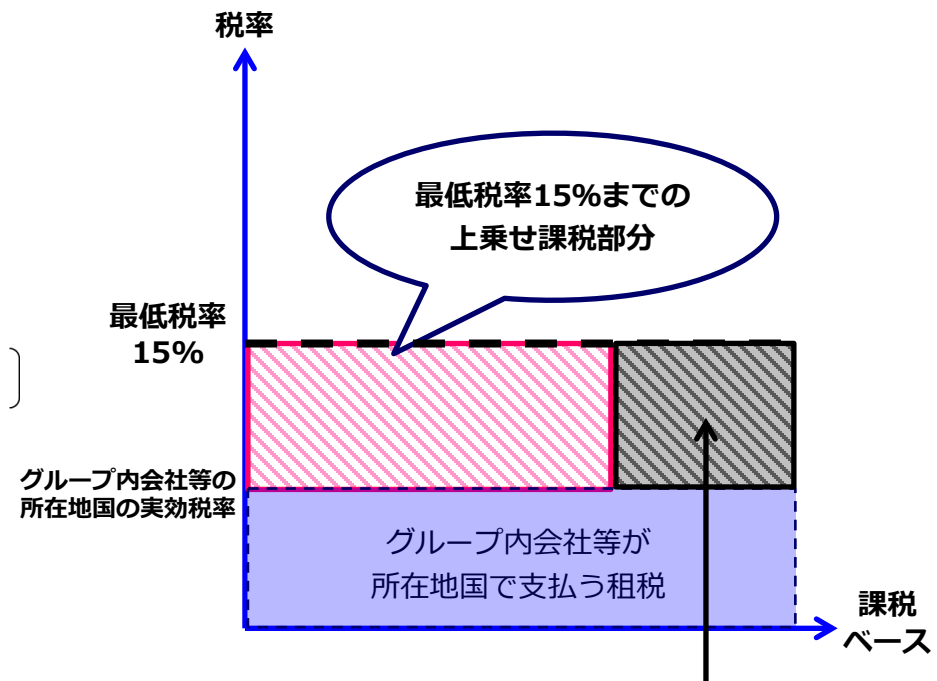


### 【軽課税所得ルール (UTPR: Undertaxed Profits Rule)】

- 子会社等の所在地国で当該子会社等に対して、グループ内の親会社等の実効税率が最低税率15%に至るまで課税。



### (税額の計算方法のイメージ)



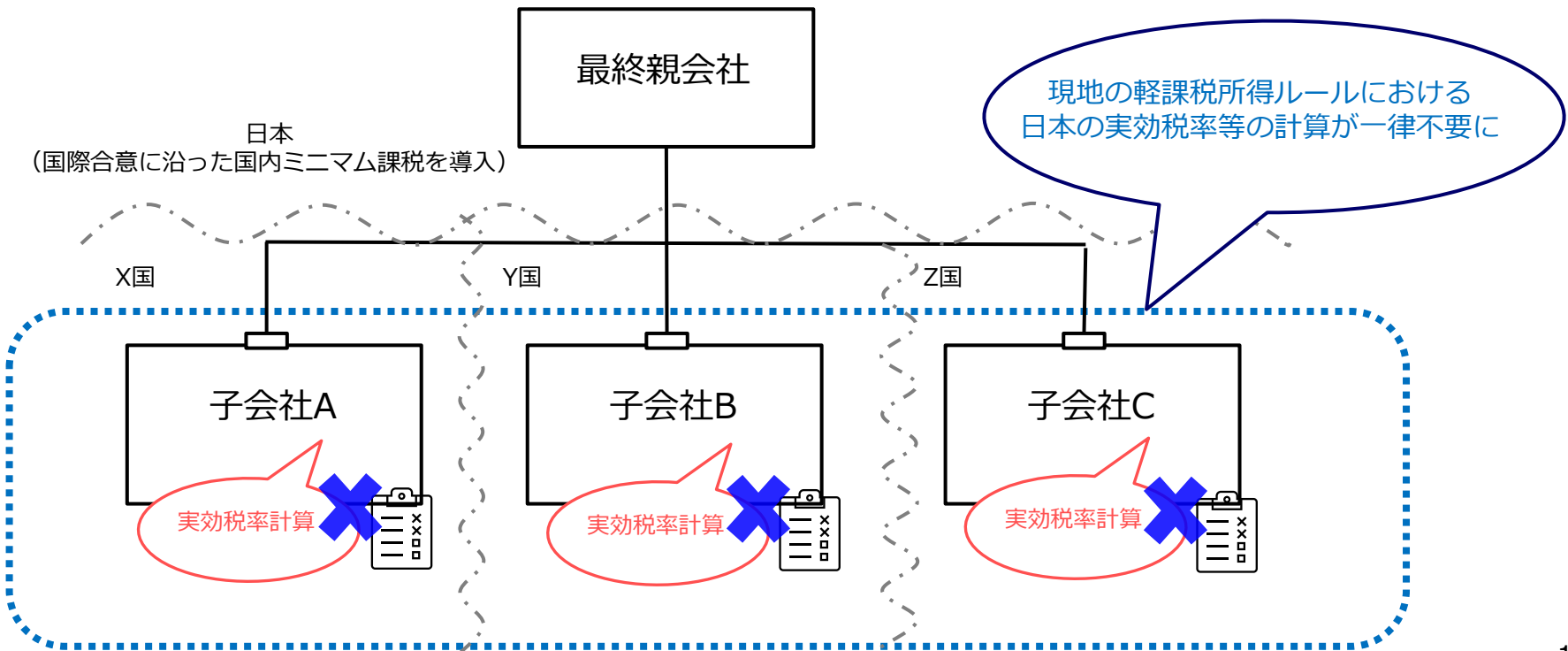
### 【適用除外】

課税ベースから有形資産と支払給与額の一定割合を除外  
 (※) 導入当初は有形資産（簿価）の8%、支払給与額の10%とし、いずれも10年間で5%まで遡減

# 国内ミニマム課税の概要

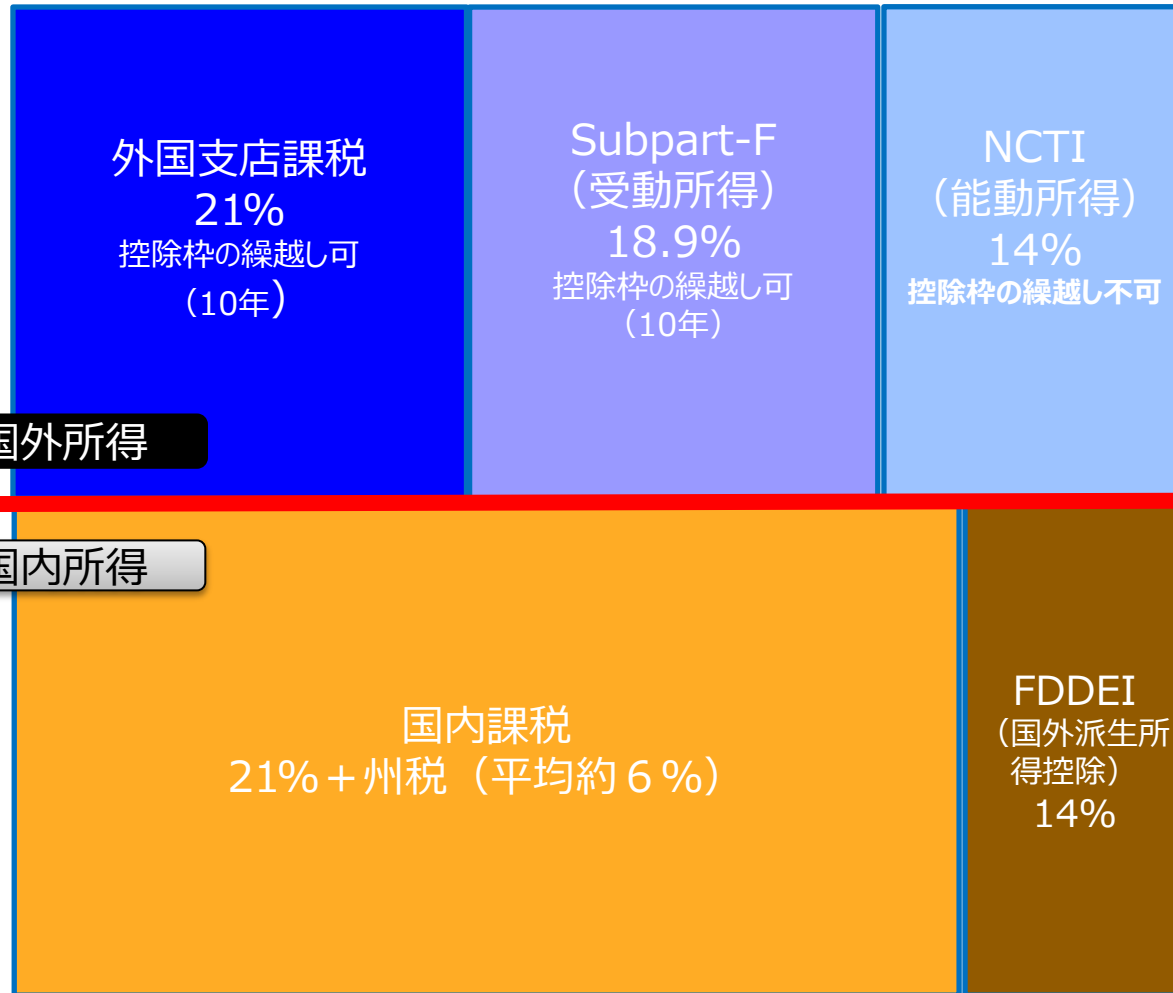
- 国内ミニマム課税 (QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) は、多国籍企業グループに属する自国内の会社等について、他国の所得合算ルール/軽課税所得ルールに優先し、国内の実効税率が最低税率15%に至るまで課税する仕組み。
- 国際合意に沿った国内ミニマム課税を導入していれば、他国から見た自国内の会社等に係る15%に満たない部分の金額 (上乗せ税額) はゼロとみなされる。
- 他国において軽課税所得ルールに係る税務申告が必要になる場合でも、現地法令に基づいて求められる自国の実効税率や上乗せ税額の計算は一律に不要になる。

(日本に最終親会社等がある多国籍企業グループのイメージ)



# 米国法人税制の全体イメージ

## 全世界所得課税



### ■ 外国支店課税

支店に実質的に関連する所得に21%

### ■ 外国子会社合算税制 (CFC)

- Subpart-F: 受動所得 (配当・利子・使用料等) に18.9%の実効税率
- NCTI (旧GILTI): 能動所得に14%の実効税率 (外税控除込み)

### ■ 税源浸食乱用防止税 (BEAT)

税源浸食支払い限度 (収入の3%) を超えた場合、国外関連者への支払いの損金算入を否認し10.5%を追加課税

**BEAT**  
税源浸食支払い  
戻し課税

### ■ 国外派生所得控除制度 (FDDEI)

国外顧客への販売・ライセンス供与・役務提供には実効税率14%

### □ 法人代替ミニマム税 (CAMT)

連結財務諸表上の所得に15%を乗じて課されるミニマム税

(注1) 外国税額控除(FTC)限度額はバスケットごとに管理(彼此流用不可):  $FTC限度額 = 米国税額 \times (外国源泉所得 / 全世界所得)$

(注2) Subpart-F及びNCTIにはHigh Tax Exclusion Election(高税率除外選択)が認められており現地実効税率が18.9%を越える場合に選択可。選択した場合、米国での課税は配当支払い時まで繰延べ(ただし米国法人株主には配当免税制度あり)。

# 諸外国におけるデジタル・サービス税等の概要

(2026年1月現在)



英国

## デジタル・サービス税

- 対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
- 2020年4月施行。



フランス

## デジタル・サービス税

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徴税を2020年末まで延期することを決定。その後徴税を再開。



イタリア

## デジタル・サービス税

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年1月施行。



スペイン

## デジタル・サービス税

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2021年1月施行。



オーストリア

## デジタル広告税 (Digital Tax)

- 域内のオンライン広告売上に5%を課税。
- 2020年1月施行。



トルコ

## デジタル・サービス税

- 対象ビジネスの域内売上に5%を課税。
- 2020年3月施行。



インドネシア

## 電子取引税 (Electronic Transaction Tax)

- パンデミック等大統領が定める緊急事態発生時に、外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。
- 2020年5月法案が可決。詳細は財務省規則によるとされているが、規則は制定されていない。



カナダ

## デジタル・サービス税

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2024年6月28日施行。
- 2025年6月デジタル・サービス税法の廃止を表明、現在議会で審議中。



EU

## デジタル賦課金 (Digital Levy)

- 2020年5月、COVID-19からの復興計画案に関して、財源の一つとしてデジタル賦課金の導入についても検討することを表明したが、2021年12月に発表されたEUの新たな財源案の提案には盛り込まれなかった。



インド

## 平衡税 (オンライン広告サービス) (Equalisation Levy)

- 2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収していたが、2025年4月1日以降の取引に対しては適用しない。

## 平衡税 (電子商取引) (Equalisation Levy)

- 2020年4月からeコマースの提供等を行う外国法人の売上に2%を課税していたが、2024年8月1日以降の取引に対しては適用しない。

# BEPS包摂的枠組み (Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域

(2026年1月現在)

|         |          | メンバー国・地域 148カ国・地域         |                    |          |                     |          |            |
|---------|----------|---------------------------|--------------------|----------|---------------------|----------|------------|
| OECD加盟国 |          | OECD非加盟国 = BEPS Associate |                    |          |                     |          |            |
|         |          | 従来から参加していた国               | 京都会合及び会合後に参加した国・地域 |          |                     |          |            |
| カナダ     | オーストラリア  | ブラジル                      | 【京都会合で参加】          |          |                     |          |            |
| フランス    | 韓国       | インド                       | ベナン                | ブルネイ     | ブルガリア               | ブルキナファソ  | カメルーン      |
| ドイツ     | メキシコ     | ○中国                       | コンゴ                | クロアチア    | キュラソー               | D.R.コンゴ  | エジプト       |
| イタリア    | トルコ      | 南アフリカ                     | ガボン                | ジョージア    | ガーナ                 | ハイチ      | 香港         |
| 日本      |          | ○アルゼンチン                   | マン島                | ジャージー    | ケニア                 | リベリア     | リヒテンシュタイン  |
| ◎英国     |          | インドネシア                    | マルタ                | モナコ      | ナイジェリア              | パキスタン    | パプアニューギニア  |
| 米国      |          | サウジアラビア (ロシア)             | パラグアイ              | ルーマニア    | サンマリノ               | セネガル     | シエラレオネ     |
|         |          |                           | シンガポール             | スリランカ    | ウルグアイ               |          |            |
| G20メンバー |          |                           | 【京都会合後に参加】         |          |                     |          |            |
| オーストリア  | ラトビア     |                           | アンドラ               | アンゴラ     | ベリーズ                | バミューダ諸島  | ボツワナ       |
| ベルギー    | リトアニア    |                           | BVI                | ケイマン諸島   | バルバドス               | コートジボワール | ジブチ        |
| チリ      | ルクセンブルク  |                           | マカオ                | ◎ジャマイカ   | タークス・カイコス           | カザフスタン   | マレーシア      |
| コロンビア   | オランダ     |                           | モーリシャス             | モンセラト    | パナマ                 | ペルー      | セーシェル      |
| コスタリカ   | ニュージーランド |                           | タイ                 | ウクライナ    | ベトナム                | オマーン     | モルディヴ      |
| チェコ     | ノルウェー    |                           | セントクリストファー・ネイビス    |          | カタール                | チュニジア    | トリニダード・トバコ |
| デンマーク   | ポーランド    |                           | グレナダ               | バハマ      | ザンビア                | モンゴル     | セルビア       |
| エストニア   | ポルトガル    |                           | アンギラ               | セントルシア   | バーレーン               | アラブ首長国連邦 | 北マケドニア     |
| フィンランド  | スロバキア    |                           | アルバ                | ドミニカ共和国  | ドミニカ国               | カーボベルデ   | クック諸島      |
| ギリシャ    | スロベニア    |                           | アンティグア・バーブーダ       |          | セントビンセント及びグレナディーン諸島 |          | モロッコ       |
| ハンガリー   | スペイン     |                           | フェロー諸島             | グリーンランド  | アルメニア               | ジブラルタル   | エスワティニ     |
| アイスランド  | スウェーデン   |                           | ボスニア・ヘルツェゴビナ       |          | アルバニア               | ナミビア     | ヨルダン       |
| アイルランド  | スイス      |                           | モンテネグロ             | ホンジュラス   | サモア                 | (ペラルーシ)  | トーゴ        |
| イスラエル   |          |                           | モーリタニア             | アゼルバイジャン | ウズベキスタン             | フィリピン    | クウェート      |
|         |          |                           | フィジー               | モルドバ     | グアテマラ               |          |            |
|         |          | 計38カ国                     |                    |          |                     |          | 計102カ国・地域  |

注1: メンバー国・地域は、対等な立場 (equal footing) で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

また、IFは、合意についてコンセンサス形式を採用している。

注2: オレンジ色はBEPS包摂的枠組み運営委員会メンバー (SGIF) の出身国を、◎は議長出身国、○は議長代理出身国をそれぞれ指す。

なお、イタリアは、WP11議長国としてSGIFに参画。